

矢板駅前交番だより えきまえ

令和7年
12月号

矢板警察署
0287-43-0110
矢板駅前交番
0287-44-0780

年末年始特別警戒の実施

- 期間 令和7年12月11日～令和8年1月3日
- 主な実施事項 重点的なパトロール、交通要所における検問及び交通指導取締りなどを行い、犯罪や交通事故の未然防止及び検挙活動を強化します。

年末の防犯対策は大丈夫？

- 住宅対象の泥棒対策と盗難被害防止
 - 玄関、勝手口、窓は確実に施錠し、補助鍵やガラス破り防止フィルムを併用して侵入に時間がかかる対策を！
 - センサーブザーや防犯ブザーを活用する
 - 自転車には鍵をしっかりかける



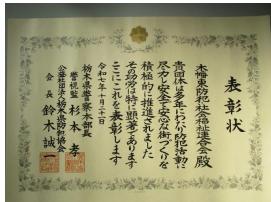
タイヤの盗難に注意を！

- 矢板駅前交番管内では、タイヤの盗難が9月から連続発生しています。
- 通りから見えない所に保管する、預かりサービスの利用、防犯機器等の活用で被害防止を！



矢板駅前交番管内の防犯活動団体が表彰される!!

- 去る10月21日、矢板駅前交番管内の『矢板駅前交番連絡協議会』及び『木幡東防犯・社会福祉連絡会』、2つの団体が、防犯活動に功労があったということで栃木県警察本部長、公益社団法人栃木県防犯協会長から表彰されました。



特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止を！

二セ警察詐欺

- +で始まる国際電話番号に注意を!!
- ◆ 警察官等を名乗り、捜査名目で現金をだまし取る手口の被害が増加！
- ◆ 「二セ警察詐欺」は、携帯電話にかかることが半数以上で、LINE等のSNSに誘導されます！
- ◆ 「携帯電話・口座が犯罪に使われている」「お金が犯罪に関与しているか判断する」などの言葉で動揺させ、お金を振り込むように要求してきます(郵送等の要求もある)
- ◆ 犯行に利用される電話番号は「+」から始まる国際電話番号が多く、自動音声ガイダンスが悪用されているため注意を!!

SNS型投資・ロマンス詐欺が増加！

- ◆ ロマンス詐欺では、アプリのダイレクトメッセージから被害に遭う人が大多数！
- ◆ 被害に遭った時の連絡手段は、約9割が「LINE」です！
- ◆ 将来一緒になることを匂わせて「暗号資産への投資」名目でお金を要求してきます
- ◆ 「絶対に儲かる話」はないので注意を！

○矢板駅前交番管内事件事故発生状況

《 令和7年10月15日～11月14日（手集計） 》

事件発生状況

●窃盗 11件

- ・万引き4件、・自転車盗3件
- ・空き巣1件、・工事場ねらい1件
- ・タイヤ、アルミホイール等の盗難1件
- ・脱衣場ねらい1件

交通事故発生状況

- ・死亡事故1件、・重傷事故1件

年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます

○ 期間 令和7年12月11日(木)～12月31日(水)までの21日間

1 子供と高齢者の交通事故防止

- ・高齢者の方は、加齢に伴う身体能力の低下を考えて行動を！
- ・横断歩道は歩行者優先！ドライバーのみなさんは、歩行者が横断している時や横断しようとしている時は、必ず横断歩道の手前で一時停止を！

※歩行者は、ドライバーに対して手を挙げて横断する意思を明確に伝えましょう！

■ドライバーの皆さん、運転中、意識的に歩行者を発見する運転（歩行者めっけ！）を心掛けましょう！



栃木県警察

2 飲酒運転は絶対にしない！

未だに飲酒運転を行う悪質な違反者が後を絶ちません。

◎ 運転車が実践すること

○お酒を飲んだら運転しない！

「飲んだら乗らない」を徹底する



○深酒しない！

夜遅くまで飲酒した場合、前日の酒が翌日まで残ってる可能性あり

○自転車の飲酒運転も違反！

自転車もクルマの仲間！！



◎ 周りの人が実践すること

○運転する人にお酒を飲ませない！

○酒を飲んだ人には運転させない！

○酒を飲んだ人の車には乗らない！

飲酒運転と分かっている車に乗るのも違反です

○酒を飲んで運転する可能性がある人に酒を飲ませない

※みなさん一人一人が気をつけようと思うことが必要です！！

3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守を！

- 「自転車とヘルメットはワンセット」ヘルメット着用で交通事故時の被害が軽減！

※自分の命を重視して自転車等利用時のヘルメット着用を！

- 令和6年11月の道交法の一部改正により、自転車運転中の

- ・ながらスマホ
- ・酒気帯び運転

に対する罰則が整備されました。

※来年4月には、自転車の一定の交通違反への交通反則制度が導入されます。

自転車安全五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



4 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」、反射材用品等の着用推進

- 夕暮れ時の視認性低下等による交通事故防止のため、午後4時からヘッドライトを点灯しましょう！
- 夜間走行時は、対向車先行車等がいる場合を除き「原則ハイビーム」を！
- 歩行者や自転車利用者は反射材用品及び明るい目立つ服で交通事故防止を！



栃木県警察本部